

日本音楽家ユニオン全国本部機関紙
 2009年4月25日発行(毎月1回25日発行)
 4月号(通巻432号)
 昭和54年2月28日
 第三種郵便物認可



MUSICIANS' UNION of JAPAN

音楽人通信

MUSICIANS' UNION JOURNAL

2009

4

音楽人通信
 ●発行人 日本音楽家ユニオン
 (代表 篠原 猛)
 ●発行所 日本音楽家ユニオン
 〒160-0023 東京都新宿区西新宿
 6-12-30 芸能花伝舎2F
 電話 (03) 5909-3062
 毎月1回25日発行(1部150円送料別・会員は会費に含む)
 郵便振替口座00130-2-144657

労働者つぶしには負けない！

高裁判決・最高裁棄却を受けて

原告 八重樫 節子

新国立劇場合唱団員解雇事件 最高裁(地位確認等請求訴訟) 上告棄却、不受理に対する声明

3月27日、最高裁(地位確認等請求訴訟)より上告不受理、上告棄却が通知された。学識者の鑑定意見書、国際音楽家連盟をはじめ国内外から集まった1万筆以上もの口頭弁論開催署名を提出しているにもかかわらず、最高裁が弁論を開くことはなかった。

この地位確認等請求訴訟では、①新国立劇場合唱団員・八重樫節子さんと財団との間での出演基本契約の締結は、労働契約(雇用契約)の締結にあたるか、②出演基本契約の更新拒絶は、解雇権濫用の法理の類推適用あるいは客観的合理的理由を欠き社会通念上相当ではないとして無効か、③更新拒絶は上告人の労働組合活動を理由とするもので労組法7条1号に違反するものとして無効かの3点が争われていた。東京地裁及び東京高裁は、ともに出演基本契約が労働契約ではないとして八重樫さんの請求を棄却した。しかし、出演基本契約には、財団による出演依頼と合唱団員による出演の承諾、出演すべきオペラ演目、報酬の計算方法、交通費の支払いについてなど労働契約であることを示す事項が定められていた。しかるに、最高裁は、たった二枚の紙切れで上告不受理、上告棄却を我々労働者に突きつけた。

そればかりではない。今回の最高裁上告(地位確認等請求訴訟)不受理の2日前である3月25日、本件を不当労働行為の側面から争っていた行政訴訟において、東京高裁は、合唱団員の労組法上の労働者性を真っ向から否定する不当判決を下した。

地位確認等請求訴訟、行政訴訟のいずれにおいても、裁判所は連動することく合唱団員に対する拘束は「集团的舞台芸術(の特性)から派生する」拘束にすぎないとし、オペラ合唱団員の就労を労働法の適用外であるとした。裁判所は、舞台芸術に対する自らの貧困なイメージのみに拠って「芸術に労働法は適用されない」と宣言したに等しい。これらは、労働者の団結権、団体交渉権を保障した日本国憲法28条を踏みにじる極めて不当な判断である。この判断を放置するならば、非典型的な契約で働く労働者が増えている中、団体交渉権を奪われる労働者が際限なく増えかねない。

我々日本音楽家ユニオンは、このような不当判決を決して容認しない。広くこの判決の不当性を知らしめ、広範な連帯のもとに日本国憲法28条で保障された団結権を守るべく、最高裁(行政訴訟)での逆転勝訴にむけて最後まで闘い抜く決意である。

2009年4月1日
 日本音楽家ユニオン

わずか五、六秒で控訴棄却の判決が言い渡され、呆然とした気持ちになった。誰もが地裁の中西判決を覆せると思っていたはずだ。ところが、この判決の影響は、ますます大きく広がることになってしまった。

文化に対する全くの無理解というだけでなく、労働組合をなくし、「労働者」という立場の者をできる限り少なくしてしまおうという、何か大きな力が働いているのではないかと思える。この判決は、まさに大いなる棄却である。即日、弁護団とともに音楽ユニオンも上告を拒否し、土・日曜日にはさき代理人に郵送された文書は、三十日

に私達に伝えられた。本心に悔しく、虚しい。一昨年暮から始めた口頭弁論開催を求めた署名は一万筆を超え、学者からは精緻な意見書も提出されたが、これらを十分に検討したとは、到底思えない。

高裁判決文の判断箇所の一部は、地裁判決文に労働者性をさらに否定する文言を加筆するもので、読んでもなかなか理解できない。最初から私たちが負けさせる意図だったので私をもっと怒っているのは「好きなことをやっているのだから、報酬や条件を一方的に決められても文句を言うな」としか読めないような文があることだ。

争議を始めて、東京都労働委員会に訴えた時、私は自分が新国立劇場に戻ること、新国立

新国立劇場合唱団員解雇事件は、東京都労働委員会への救済申立から六年が経った。当争議は、労働委員会から始まった行政訴訟と東京地裁から始まった地位確認等請求訴訟の二種類で進められた。すでに前号速報および号外号で報告している通り、三月二十五日に東京高裁(行政訴訟)から全面敗訴の判決、わずかその二日後の二十七日に最高裁(地位確認)上告不受理・棄却が連続して出された。今号では、原告・当該である八重樫節子さんの声、弁護士からの解説および意見書を執筆いただいた学者からのコメント等の特集して掲載する。

ソリスト、教師等の職業選択の自由の大きさに比べると労働条件の一方的な決定は相対的に小さな要素にすぎず、種々の拘束や諸制約は「集团的舞台芸術」に由来するものだという。江戸時代の「河原乞食」の発想から一歩も出ていない。世界に発信したら物笑いの種になるような恥ずべき判決だと思つた。

裁判をする時に、どの裁判官に当たるかがよく話題になる。つまり、裁判官次第で百八十度異なる判決が出ることもなる。解釈の幅が非常に広い今日の本の法律のあり方もおかしい。

開場当時の合唱団員は今や十分の一、十一年目にして九割が入れ替わる組織があるだろうか。これだけ人が入れ替われば「レパートリー劇場」は名ばかりで、合唱団員はオペレッタ「こうもり」でワルツも踊れない。声が立派なだけでなく、アンサンブル、演技、踊り、語学も含めた力を持つ合唱団員を育てるのが「国立」の劇場の使命だったはず！

判決が言つように、合唱団員に出演する演目の可否の自由が本にあるのなら、皆、自分の都合の良いときだけ、つまみ食いのように仕事をすることに出来る。そうならオペラ合唱団は、立ち行かなくなる。

もはや、法廷闘争は行訴の最高裁しか残されていない。新国立劇場は、裁判で勝ち続けてきた。自分達が正しいと思っているかもしれない。しかし、法廷がどんな結論を出そうとも、音楽ユニオンの存在意義にもかかわる大きな意味のあるこの闘いは、きちんと解決をしなくては終わることはできない。

また険しい道が続きます。皆様、どうぞこれからお力をお貸しください。

今月号の主な記事

- <2面>
 - ・新国立裁判の流れ
- <3面>
 - ・新国立/最高裁判決解説
 - ・識者からのコメント
- <4面>
 - ・高裁判決解説&判決報告集
- <5面>
 - ・争議/大阪シンフォニカー
 - ・基準演奏料(ミニマム・スケール)決定 他
- <6~7面>
 - ・3・19コンサート報告 他
- <8面>
 - ・楽員募集
 - ・パーソナルインフォメーション
- <9~10面>
 - ・地本大会告示、役員立候補届

日本音楽家ユニオン 第29回定期全国大会告示

規約第23条に基づき、次のとおり日本音楽家ユニオン第29回定期全国大会を開催します。
 全国本部運営委員会

- ◆日時 2009年8月1日(土) 13時~17時30分
 8月2日(日) 10時~16時
- ◆会場 8月1日(土) 芸能花伝舎G-2 (西新宿)
 8月2日(日) 芸能花伝舎G-1 (西新宿)
- ◆代議員定数 有資格会員85名につき1名
 (端数切り上げ)

新国立劇場合唱団員解雇事件 全労連・東京地評争議 支援総行動 参加のお願い

下記日程で争議支援総行動(社前行動)が行われます。ご協力いただける方は、事前に下記までご連絡下さい。

記
 日時 2009年5月28日(木)
 14:45~15:15
 場所 新国立劇場(京王線初台駅)
 連絡先 音楽ユニオン全国本部
 Tel 03-5909-3062
 Fax 03-5909-3063
 e-mail honbu@muj.or.jp